

期日前投票業務仕様書その1
(東部コミュニティセンター・南コミュニティセンター用)

- 1 業務名 期日前投票業務
- 2 履行期間 契約締結日から令和8年8月8日まで
- 3 履行場所
 - (1) 和歌山市東部コミュニティセンター1階
(和歌山市寺内665番地)
 - (2) 和歌山市南コミュニティセンター3階
(和歌山市紀三井寺856番地)
- 4 業務内容 期日前投票所での受付、用紙交付、整理等に関する事務
- 5 責任の程度 付与される権限なし
- 6 業務期間等
 - (1) 事前研修
選挙管理委員会事務局と派遣会社が協議して別に定める日時
 - (2) 期日前投票業務
別紙1(期日前投票所各日派遣勤務表)のとおり
- 7 配置人員等
各業務に配置する人員等は次のとおりとする。
 - (1) 事前研修
 - ① 1回につき約2時間、20人程度とし、実施回数は選挙管理委員会事務局と派遣会社が協議して定める。
 - ② 本研修は期日前投票業務を円滑に行うことを目的としているため、期日前投票事務に従事する者は受講すること。ただし、本業務の経験者については、受講を免除することができる。
 - ③ 経験者や都合等により本研修に参加しない者には、派遣会社側で適切に情報共有を行うこと。
 - (2) 期日前投票業務
 - ① 人員 別紙1(期日前投票所各日派遣勤務表)のとおり
 - ② 期日前投票所従事者一覧(勤務シフト表)を、事前研修前日までに選挙管理委員会に提出すること。勤務場所内における業務のローテーション等を行う場合は、派遣会社で勤務日前までに従事する者に伝えること。
 - ③ その他
 - ア 派遣会社正社員(最低1名以上)は各期日前投票所の管理監督にあたり、休憩時間中も常時連絡を取れるようにすること。管理監督者は、各会場を巡回し業務のサポートを行うこと。また、混雑が予想される日には、巡回を強化して行うこと。
管理監督にあたる派遣会社正社員は、派遣会社に3年以上の勤務経歴があるものとする。
 - イ 期間中、派遣スタッフの変更は原則認めない。なお、派遣スタッフについては、官公庁や民間企業において受付案内等の従事経験があり、簡単なパソコン操作のできる者で、業務を円滑に遂行できると見込まれる者であること。
 - ウ 用紙交付業務にあたる者が離席する場合は、他の業務にあたる者が交代し業務にあたること。

8 報告

毎日の業務完了後、和歌山市に業務報告をしなくてはならない。

9 業務の心構え

- (1) 投票に来られた方への対応は、親切、丁寧及び理解しやすい言葉で対応しなければならない。
- (2) 服装及び身だしなみは、節度あるものとし、投票に来られた方に不快感をあたえないよう対応しなければならない。
- (3) 派遣会社は、業務に当たる派遣スタッフの人間関係、体調管理に気を配り、業務を円滑に進めなければならない。

10 秘密の保持

- (1) 派遣会社及び業務に従事する者は、派遣業務で使用又は作成した資料等を派遣業務の履行以外の用途への使用や、履行場所から持ち出してはならない。
- (2) 派遣会社及び業務に従事する者は、契約期間中及び契約期間終了後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 派遣会社及び業務に従事する者は、「個人情報保護に関する法律」等の関係法令等を遵守すること。
- (4) 業務に従事する者は個人情報保護に関する誓約書を提出すること。

11 その他

- (1) 派遣会社は、業務に従事する者に対する教育（秘密の保持、善良な管理者の注意義務及び業務遂行のための教育）を行うものとする。
- (2) 選挙管理委員会事務局は、業務内容を事前に説明するものとし、派遣会社は業務開始日から滞りなく作業できるように選挙管理委員会事務局と調整の上、十分な準備を行うこと。
- (3) 派遣会社は、業務に従事する者が事故、病気その他の理由により従事できなくなった場合には、直ちに指揮命令者に連絡の上、他の者を代わりに派遣しなければならないものとする。
- (4) 派遣会社は、従事者の出退勤の管理について、原則自社で責任を持って行うものとする。
- (5) 派遣会社は「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年7月5日法律第88号）」及びその他関係法令を遵守すること。
- (6) この仕様書は、令和8年8月9日を選挙期日としています。今後の何らかの事情により選挙日程が変更された際は、選挙期日から逆算した日程でこの仕様書を読替えるものとする。
- (7) この仕様書に関し疑義が生じた場合は、選挙管理委員会事務局と派遣会社の協議の上決定するものとする。
- (8) 期日前投票所の駐車場の収容台数には限りがあることから、可能な限り公共交通機関等を利用するものとする。
- (9) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けていることを証する書類の写しを提出すること。

仕様書別記

和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における労働者派遣業務に係る疑義の質問について

入札者は見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。
質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

担当課 和歌山市選挙管理委員会事務局
担当者 事務主任 脇阪 政登
所在地 〒640-8536
和歌山市七番丁17番地
朝日ビルディング5階
TEL 073-435-1145
FAX 073-435-1289

投票所		①東部コミュニティセンター							②南コミュニティセンター							①、②の計
対象日付	曜日	業務時間	派遣 人数	派遣人数の内訳			派遣予定 総時間数	業務時間	派遣 人数	派遣人数の内訳			派遣予定 総時間数			
				受付	交付	整理				受付	交付	整理				
期日前初日	月	8:45-14:30 5.75(h)	3	2	1	0	17.25	8:45-14:30 5.75(h)	3	2	1	0	17.25	6人		
		14:30-20:15 5.75(h)	3	2	1	0	17.25	14:30-20:15 5.75(h)	3	2	1	0	17.25	6人		
期日前2日目	火	8:45-14:30 5.75(h)	3	2	1	0	17.25	8:45-14:30 5.75(h)	3	2	1	0	17.25	6人		
		14:30-20:15 5.75(h)	3	2	1	0	17.25	14:30-20:15 5.75(h)	3	2	1	0	17.25	6人		
期日前3日目	水	8:45-14:30 5.75(h)	3	2	1	0	17.25	8:45-14:30 5.75(h)	3	2	1	0	17.25	6人		
		14:30-20:15 5.75(h)	3	2	1	0	17.25	14:30-20:15 5.75(h)	3	2	1	0	17.25	6人		
期日前最終日前々日	木	8:45-14:30 5.75(h)	3	2	1	0	17.25	8:45-14:30 5.75(h)	3	2	1	0	17.25	6人		
		14:30-20:15 5.75(h)	3	2	1	0	17.25	14:30-20:15 5.75(h)	3	2	1	0	17.25	6人		
期日前最終日前日	金	8:45-14:30 5.75(h)	3	2	1	0	17.25	8:45-14:30 5.75(h)	3	2	1	0	17.25	6人		
		14:30-20:15 5.75(h)	3	2	1	0	17.25	14:30-20:15 5.75(h)	3	2	1	0	17.25	6人		
期日前最終日	土	8:45-14:30 5.75(h)	4	2	1	1	23	8:45-14:30 5.75(h)	3	2	1	0	17.25	7人		
		14:30-20:15 5.75(h)	4	2	1	1	23	14:30-20:15 5.75(h)	3	2	1	0	17.25	7人		
合計(事前研修除く)			38人				218.5(h)				36人				207.0(h)	74人

比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第7項に基づき、比較対象労働者の待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供いたします。

1. 比較対象労働者の職務の内容(業務の内容及び責任の程度)、当該職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態

(1) 業務の内容

- ① 職種: 期日前投票業務
- ② 中核的業務: 期日前投票業務
- ③ その他の業務:

(2) 責任の程度

- ① 権限の範囲 : なし
- ② トラブル・緊急対応: 特になし
- ③ 成果への期待・役割: 業務を適切に処理する
- ④ 所定外労働 :
- ⑤ その他 :)

(3) 職務の内容及び配置の変更の範囲

- ① 職務の内容の変更の範囲: なし
- ② 配置の変更の範囲: なし

(4) 雇用形態

有期雇用労働者(年間所定労働時間 時間、通算雇用期間 年)

2. 比較対象労働者を選定した理由

比較対象労働者: 新たに雇い入れた仮定の労働者

(理由)

受け入れようとする派遣労働者と職務の内容及び責任の度合いが同一である通常の労働者はいないため、新たに労働者を雇い入れたと仮定した。

<参考:チェックリスト>

比較対象労働者(次の①～⑥の優先順位により選出)	対象者の有無 (○or×)
① 職務の内容並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
② 職務の内容が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
③ 業務の内容又は責任の程度のいずれかが派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
④ 職務の内容及び配置の変更の範囲が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
⑤ ①から④までに相当する短時間・有期雇用労働者 ※ 派遣先の通常の労働者との間で短時間・有期雇用労働法等に基づく均衡が確保されている者に限る。	×
⑥ 派遣労働者と同一の職務の内容で業務に従事させるために新たに通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合における当該通常の労働者(仮定の通常の労働者) ※ 派遣先の通常の労働者との間で適切な待遇が確保されている者に限る。	○

3. 待遇の内容等

- (1) 比較対象労働者の待遇のそれぞれの内容(昇給、賞与その他の主な待遇がない場合にはその旨)
 (2) 比較対象労働者の待遇のそれぞれの性質及び待遇を行う目的
 (3) 待遇のそれぞれを決定するに当たって考慮した事項

(待遇の種類)		
(待遇の内容)	(待遇の性質・目的)	(待遇決定に当たって考慮した事項)
① 基本給		
8,421/日給	労働に対する基本的な対価	職務内容、責任の程度を考慮
② 賞与なし		
任期の定めが6月以上の場合のみ対象		
③ 役職手当:制度なし		
④ 特殊作業手当:制度なし		
⑤ 特殊勤務手当:制度あり		
支給対象外	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務への対価	職員との権衡を考慮
⑥ 精皆勤手当:制度なし		
⑦ 時間外労働手当(法定割増率以上):制度なし		
⑧ 深夜及び休日労働手当(法定割増率以上):制度なし		
⑨ 通勤手当:制度あり		
1月あたり55,000円を上限に支給	通勤に要する費用相当額を費用弁償として支給	職員との権衡を考慮
⑩ 出張旅費:制度なし		
条例に規定する旅費相当額を費用弁償として支給		職員との権衡を考慮
⑪ 食事手当:制度なし		
⑫ 単身赴任手当:制度なし		
⑬ 地域手当:制度あり		
報酬額に100分の4を乗じて得た額	地域手当に相当する報酬として支給	職員との権衡を考慮
⑭ 食堂:施設あり		
	業務の円滑な遂行に資する目的	利用可
⑮ 休憩室:施設あり		
	業務の円滑な遂行に資する目的	利用可
⑯ 更衣室:施設あり		
	業務の円滑な遂行に資する目的	利用可
⑰ 転勤者用社宅:制度なし		

⑮ 慶弔休暇:制度あり		
結婚休暇 連続する5日		
服喪休暇 連続する1～7日		
⑯ 健康診断に伴う勤務免除及び有給:制度あり		
職務専念義務の免除		
⑰ 病気休職:制度あり		
分限休職		
⑱ 法定外の休暇(慶弔休暇を除く):制度あり		
各種特別休暇あり		
⑳ 教育訓練:制度あり		
各種研修制度あり		
㉑ 安全管理に関する措置及び給付:制度あり		
和歌山市職員安全衛生管理規定による		
㉒ 退職手当:制度なし		
㉓ 住宅手当:制度なし		
㉔ 家族手当:制度なし		
㉕ ●●●:制度●		

※ 個々の待遇に係る制度がある場合には、(1)～(3)の事項を情報提供することが必要であり、当該制度がない場合には、制度がない旨を情報提供することが必要。

制度がない場合には、表形式ではなく、制度がない個々の待遇をまとめて記載することでも差し支えない。

<制度がない旨の記載例>

●●●手当、●●●手当、●●●手当、●●●休暇については、制度がないため、支給等していない。

※ 提供すべき情報が形式的に不足していた場合、虚偽の情報を提供した場合、比較対象労働者の選定が不適切であった場合等については、労働者派遣法第26条第7項違反として、派遣先(労働者派遣の役務の提供を受ける者)の勧告及び公表の対象となる場合があるため、正確に情報提供すること。

※ 派遣元は、派遣先から提供された比較対象労働者の待遇等に関する情報のうち個人情報に該当するものの保管及び使用について、派遣労働者の待遇の確保等の目的の範囲に限ること。個人情報に該当しない待遇情報の保管及び使用等についても、派遣労働者の待遇の確保等の目的の範囲に限定する等適切な対応が必要となること。

また、比較対象労働者の待遇等に関する情報は労働者派遣法第二十四条の四の秘密を守る義務の対象となるため、派遣元は、正当な理由なく、当該情報を他に漏らしてはならないこと。これらに違反する派遣元は、指導等の対象となることに留意すること。

労働者派遣契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり労働者派遣契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第1条 乙はその雇用する労働者を甲に派遣し、甲の指揮命令に従ってこの契約に定める業務に従事させることを約束し、甲はこの労働者の派遣に対し派遣料を支払うことを約束する。

（許可番号）

第2条 甲は、乙の労働者派遣事業許可番号が「派 ー 号」であることを確認する。

（業務内容）

第3条 派遣された労働者は、別紙仕様書に定める業務（以下「業務」という。）を担当するものとする。

（就業場所）

第4条 派遣された労働者は、別紙仕様書記載の履行場所で就業するものとする。

（組織単位）

第5条 和歌山市選挙管理委員会事務局とする。（組織の長 事務局長）

（派遣人員等）

第6条 乙は、別紙仕様書記載のとおり派遣人員及び条件を満たす者を甲に派遣するものとする。

（指揮命令）

第7条 派遣された労働者は、選挙管理委員会事務局書記長の指揮命令を受けて業務を遂行するものとする。

2 前項に定める指揮命令者を次の者とする。

和歌山市選挙管理委員会事務局 事務局長 阪口 晃一

電話 073-435-1145

（契約期間等）

第8条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和8年8月8日までとする。

2 甲は乙と契約を締結するにあたり、あらかじめ、乙に対し、派遣受入可能期間の制限に抵触することとなる最初の日（以下「抵触日」という。）を書面の交付等により通知するものとする。

（業務時間等）

第9条 派遣された労働者の業務時間、休憩時間等は、別紙仕様書記載の業務時間等とする。

（安全及び衛生）

第10条 甲及び乙は、派遣される労働者の安全と健康を確保し、快適な就業環境の形成及び保持に努めるものとする。

（派遣先及び派遣元責任者）

第11条 派遣先責任者及び派遣元責任者は、次のとおりとする。

（1）派遣先責任者 和歌山市選挙管理委員会事務局 事務局長 阪口 晃一

電話 073-435-1145

（2）派遣元責任者

電話

（主任者の選任等）

第12条 乙は、本業務を円滑に遂行するため、主任者を1名選任し、契約後直ちに選任届及び雇用を証明する資料を甲に提出する。

なお、主任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は変更届を甲に提出する。

2 主任者は、本業務を統括し、甲との連絡調整を行えるような体制でなければならない。

3 主任者は、業務を担当する者を十分指導して業務を実施させるため、乙に勤務する管理能力のある者とする。

4 主任者は、業務に相応しくない人員である場合は、直ちに人員を交代させて、業務に支障がでないようにしなければならない。

（苦情処理）

第13条 苦情の申し出を受ける者（以下「苦情処理担当者」という。）は、次のとおりとする。

（1）甲 和歌山市選挙管理委員会事務局 班長 西岡 孝展

（2）乙

- 2 甲の苦情処理担当者が苦情の申し出を受けた時は、乙の苦情処理担当者とともに誠意を持って遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとする。
- 3 乙の苦情処理担当者が苦情の申し出を受けた時は、甲の苦情処理担当者とともに誠意を持って遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとする。

4 甲及び乙の苦情処理担当者は、自らその解決が容易であり、即時に処理した苦情を除くほか、申出を受けた苦情は相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ず派遣労働者に通知するものとする。
(確認)

第14条 乙は、業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(派遣料)

第15条 甲は、派遣料として 円(消費税及び地方消費税分を含む。)を乙に支払う。

2 乙は、業務のすべてについて前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、派遣料の支払を請求するものとする。

3 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に派遣料を乙に支払わなければならない。

4 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による派遣料の支払が遅れた場合は、未受取金額につき、延滞日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第16条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務の調査等)

第17条 甲は、必要があると認めるときは、業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

(業務内容の変更等)

第18条 甲は、必要がある場合は、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、派遣料又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第19条 業務の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。)は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(遵守事項)

第20条 乙は、業務を遂行するに必要な能力、知識及び経験を有する労働者を甲に派遣するものとする。

2 乙は、病気、休暇等により仕様書に定める人員に欠員が生ずるおそれがある場合は、直ちにその補充を行い、欠員が生じないようにしなければならない。

3 乙は、この契約に関し、知り得た甲の秘密を他人に遺漏してはならず、派遣する労働者に対してもこの点を遵守させるものとする。この守秘義務は、この契約終了後も存続するものとする。

4 乙は、派遣する労働者が甲の指揮命令を誠実に遵守すること、守秘義務を負うことその他甲が定める諸規定を遵守するよう適切な教育及び指導を行うものとする。

5 甲は、派遣された労働者が第3項の規定に違反した場合、又は甲の職場秩序に違反した場合(派遣された労働者の欠勤及び遅刻を含む。以下「非違行為」という。)、乙に対し、当該派遣した労働者に懲戒その他の合理的な措置をとるよう要求することができる。

6 甲は、派遣された労働者が第1項の規定する業務遂行能力を有しない場合、守秘義務に違反した場合、又は非違行為を行った場合、派遣された労働者の交代を乙に要求することができる。

(甲の解除権)

第21条 甲は、次条及び乙の債務不履行の場合によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、

契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第27条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、派遣料の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合、派遣業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する派遣料を乙に支払わなければならない。

第22条 甲は、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(乙の解除権)

第23条 乙は、甲がこの契約に違反したときはこの契約を解除することができる。

2 前項の契約の解除が甲の責めに帰すべき事由による場合、乙は、甲に損害の賠償を請求することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第25条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（賠償金等の徴収）

第26条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき派遣料と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第27条 乙は、派遣業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めるときは乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

（労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置）

第28条 甲及び乙は、派遣業務の履行に当たり、次の各号の事項を遵守しなければならない。

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

乙及び甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、甲の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

甲は、甲の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い乙が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、乙が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、乙及び甲の双方の責に帰すべき事由がある場合には、乙及び甲のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。
(派遣元の時間外労働等の事項)

第29条 就業時間外の労働は1日8時間以内の範囲で命ずることができるものとする。

(派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与)

第30条 甲は、派遣労働者に対し、派遣就業させる施設において、甲の職員が利用する休憩室等の施設又は設備について、利用することができるよう便宜供与することとする。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第31条 乙は、派遣業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして第27条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(管轄裁判所)

第32条 この契約に関して、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合は、和歌山地方裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(補則)

第33条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。

(2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。

(3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。